



市報

こだいら

国民健康保険 特集号

躍動をかたちに 進化するまち こだいら **こんなに だいすき 小平市!**

平成24年 (2012年)

平成24年 市制施行50周年

6/20 第1290号

発行：小平市 編集：企画政策部秘書広報課
〒187-8701 小平市小川町二丁目1333番地 ☎042(341)1211 (代表)

◇小平市ホームページ
◇電子メール
◇小平市携帯電話用ホームページ

http://www.city.kodaira.tokyo.jp
info@city.kodaira.lg.jp
http://www.city.kodaira.tokyo.jp/m/

平成 24年度

国民健康保険税の税率が改定されました

国民健康保険（国保）に加入している皆さんが医療機関にかかったときの一部負担金を除く医療費は、国保から支払われます。この財源は皆さんから納めていただく国民健康保険税（国保税）、国や都などからの負担金で賄うことになっていますが、財源に不足が生じているため、市ではこれまで市の財源（一般会計）からの多額の繰入金により補ってきました。

しかし、高齢化の進展などにより、医療費の増加に加えて、国保が支払う後期高齢者支援金や介護納付金の増加も見込まれており、平成24年度の国保の財政運営は大変厳しい状況にあります。このため、一般会計からの繰入金を25億円に増額するとともに、やむなく国保税の税率を改定し、加入者の皆さんにも負担をお願いすることになりました。

また、改定による税負担の均衡を図るため、課税限度額も改定しました。国保税の納税通知書は7月6日（金）に発送します。

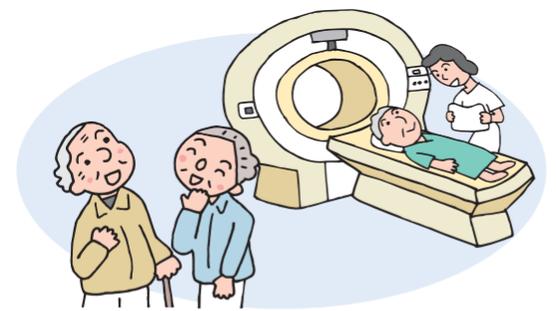
税率改定の内容

区分	平成23年度	平成24年度以降	国保税の使われ方	
医療保険分	所得割額	4.30%	4.53%	主に、加入者が病気やけがをしたときの医療費（「保険給付費」）に充てられます。
	資産割額	12.00%	9.60%	
	均等割額	17,100円	17,500円	
	平等割額	6,000円	5,400円	
	課税限度額	50万円	51万円	
後期高齢者支援金分	所得割額	1.65%	1.67%	75歳以上の方の後期高齢者医療制度の医療費の一部に充てるための「後期高齢者支援金」の財源になります。
	均等割額	9,600円	9,800円	
	課税限度額	13万円	14万円	
介護保険分	所得割額	1.20%	(変更なし) 1.20%	介護保険のサービス費用の一部に充てるための「介護納付金」の財源になります。 40歳以上65歳未満の方（介護保険の第2号被保険者）が課税対象です。
	均等割額	14,900円	(変更なし) 14,900円	
	課税限度額	10万円	12万円	

増え続ける保険給付費(医療費)

高齢化や医療の高度化などにより、「保険給付費」は年々増え続けています。

高齢化社会を背景として、「後期高齢者支援金」や「介護納付金」の増加も見込まれています。



国保税の軽減制度など

● 低所得世帯への減額制度

世帯主と加入者の総所得金額等が一定額以下の世帯に対して、均等割額と平等割額を減額します。

世帯の総所得金額等	減額割合
33万円以下	7割
33万円+加入者数等(世帯主を除く)×24万5千円以下	5割
33万円+加入者数等×35万円以下	2割

● 非自発的失業者への軽減措置

解雇・倒産・雇い止めなどでやむなく失業し、一定の要件に該当する方に対し、前年の給与所得を100分の30として国保税を算定する軽減制度です。

納税相談をご利用ください!

国保税の納期内納付が難しい場合は、納税相談を実施しておりますので、ご利用ください。

便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください

国保税を納期限の日に、ご指定の預(貯)金口座から自動的に納付していただける便利な制度です。ご連絡いただければ、すぐに申込書をお送りいたします。



収納課 ☎042(346)9527 (直通)

国民健康保険制度の説明に伺います。デリバリーこだいら（おおむね10人以上の市民の集まりに、職員が出向き説明する制度）をご活用ください。詳しくは、問合せ先へ。